

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

記

時津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 5 月 9 日提出

時津町長 山 上 広 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

時津町長 山 上 広 信

時津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

時津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「番号法第 2 条第 8 項」を「番号法第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「番号法第 2 条第 12 項」を「番号法第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「番号法第 2 条第 14 項」を「番号法第 2 条第 15 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 番号法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 番号法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第 5 条第 1 項中「番号法第 19 条第 9 号」を「番号法第 19 条第 11 号」に改め、「番号法別表第 2 の第 1 欄に掲げる」を削り、「当該町の機関以外の同表の第 3 欄に掲げる町の機関」を「町の他の機関」に、「同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第 3 欄に掲げる町の機関」を「当該町の他の機関」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第 2 項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

「理由」

「町長の専決処分に属する軽易な事項の指定について」第 5 項の規定に基づき、専決処分する。